

第四十八回 参議院通信委員会 會議録 第八号

昭和四十年三月十六日(火曜日)
午前十一時四十四分開会

出席者は左のとおり。

理事

委員

國務大臣

政府委員

事務局側

常任委員会専門員

本日の會議に付した案件
○郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に
関する調査
(郵政省の所管事項に関する件)

第十一部 通信委員会會議録第八号

昭和四十年三月十六日【参議院】

○郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)
○郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣
提出、衆議院送付)

〔理事(横川正市君委員長席に着く)〕
○理事(横川正市君) ただいまから通信委員会を
開会いたします。

本日、委員長所用のため欠席されましたので、
私が委員長の職務を代行いたします。

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に
関する調査を議題といたします。

郵政省の所管事項に関する件について、徳安郵
政大臣から発言を求められておりますので、これ
を許します。

○國務大臣(徳安實藏君) 先般来、当委員会にお
きまして、鈴木委員からF.M.の問題に対する御質
疑がございました。この経過等は、順次、委員会
でもお話し申し上げておると思いますが、私から
総括的に御返答と申しますか、御質問にお答えを
いたしたいと思っております。

かつて三十八年に、NHKにF.M.を実験局とい
うような形で許す場合に、この基準とか方針が
きまらないうちにやっていたのではないかと
いう御意見が鈴木委員から出ておりました。当時
の政府でも、ごもっともでございますというお話
を申し上げておるのであります。そこで、なるべ
く早い機会に、そうした問題に対する方針もき
め、基準等もきまして、そして本格的な免許方
針というものも申し上げますというふうな気持ち
で御答弁なさっておる、そういう方針でいつて
おったわけでございますが、三十九年に至りまし
て、ちょうど調査会等の方面からのこれに対する
答申もあるという内々の話もございまして、そこ
で、政府の方針、またその基準等もきめますのは、
少なくともそれが出てからのほうがいいのではな

ろうかというふうなぐあいに、また気持ちも変化
してまいりまして、三十八年に約束したこと
がほごになったというわけじゃないんですが、そ
の御趣意はよくわかっておったのですけれども、
結局、答申が出てから最後の方針をきめようとい
うようなことで、三十九年度におきましても、こ
の委員会において、NHKにまた実験局として許
すことの御了解と申しますか、これを盛り込んで
あります予算を、与野党御一致の御意見で通過
させていただいたわけであります。そういうよう
なときに、やはりこの問題は前々からの問題でござ
いますから、一応関係の方々、鈴木委員等にも
こういうことで方針の決定ができておりますとい
うことを申し上げればよかった、これがほん
とに手の尽くしたやり方であったと思っております
時、そういう手段もとらずに予算が通ってしまっ
たということでございます。

本年に至りましても、先般の予算委員会で鈴木
委員からの御質疑に対しても御説明を申し上げた
わけであります。このF.M.の問題につきましても
は、強いこれを許可すべしという要請がある一面
におきまして、答申によりますると、海外の混信等
を解消するために使うべきだ、それ以外はなるべ
く凍結しておけというふうな相当強い意思の答申
に接してしまつたわけであります。

そこで、はたしてそのとおり意見尊重し
て、答申を尊重してまいらるべきか、あるいは多少
時の変化もございまして、政府のほうで、政府
の責任において、多少緩和しながら将来の方針を
確立すべきかという問題に当面ぶつかつておるわ
けであります。したがって、今日にでもそういう
方針をきめたいとは考えるのであります。何し
る現在、再免許のためにいま書類が出そろつてお
りまして、ほんとうに昼夜兼行でやっておるよう
な関係で、政府の方針もきめかねておるわけでござ
いまして、先般、予算委員会で私が申し上げた

ように、これが済みましてから、客観情勢等もよ
く分析いたしました。政府の方針、態度もきめ
て、そして皆さまに申し上げるということをし
上げておるわけでございまして、もういましは
らくと言つてはまことに延び延びになつておりま
すが、六月一日の再免許が済みましたら、政府と
しては、この問題に対してはつきりした基準
と、はつきりした方針をきまして、そして御説
明を申し上げまして御了解を得るということに話
し合いがついておりまして、この点について御了
承をいただきたいと思ひます。

○理事(横川正市君) 本件について質疑のある方
は、御発言願ひます。

○鈴木強君 大臣から経過についてのお話ござ
いまして、私は過去のこともありますが、
いまここでさらに追及しようとは思ひません。た
だ、大臣のいまの御説明にもありましたように、
少なくとも国会において質疑がかわされ、大臣か
ら、そういうことはやらないという明確な答弁が
あったものを、その翌年度――翌年度というか、
その決定した年の同じ年度において、いわゆるそ
の発言をくつがえすようなやり方は、これは私
は、国会にはやはり権威というものもありま
す。十分注意しなければならぬことだと思ひま
す。そうでないと、われわれがいかに大臣から御
答弁いただいても、そのことが二、三ヵ月たつた
ら何も守れないということであつては、これは意
味ないと思ひます。ですから、きわめて遺憾な
取り扱ひをされたということを私はいまでも思
っております。ですから、今後、もし、そういう
ような事態がある場合は、大臣のお話のように、
少なくともわれわれに十分理解できるような方法
をとっていただきたい。そうでない限りは、私
は、国会の権威にかけても、一度大臣が発言され
たことをくつがえすようなことは、背信行為は
なほだしい、国会運営上からも許されぬことだ

と思います。ですから、今後ひとつ十分御注意いただきようをお願いしておきたいと思ひます。

そこで、ちょっとお尋ねしますが、お話のように、FMについては、三十七年からNHKとFM東海が始めております。そうして一方、たしか三十六年の九月十五日の連第十号によって、FM放送調査会というものを郵政省は持つておられるはずであります。そうして、その調査会において検討を進める段階がついたわけですね。その次に今度は、例の放送法関係の審議会が設置されてきたということ、その放送調査会から引き継がれたかっこうになっていると思うのです。それから、FM放送調査会というものを、設置規定によって郵政省に設置されて、そこで審議をしてきたのだが、一体、その調査会はどういうふうな経過であったのか、一体、どういふ問題があつてこの調査会では結論が出せずして、臨時放送関係法調査会の方に移行せざるを得なかつたのか、その問題点はどこにあったのですか。

○国務大臣(徳安實藏君) 過去の経過でもございまして、政府委員から御答弁をさせることにいたしましたと思ひます。

○政府委員(淺野賢彦君) FM放送調査会は三十六年の九月から三十七年にかけてずっと勉強をいたしてまいつたわけでありまして、そのうちに、たゞいま鈴木先生がおっしゃいましたように、放送法の臨時放送関係法調査会が始まりまして、その関係がありまして、その結論が出るまで、それを見通して、一応終結したことになっております。したがって、結局、FMの研究会のほうは、技術基準の前提になります分野を研究し、各国の情勢を研究したという内容にとどまつております。あとの実施方法につきましては、臨時放送関係法調査会の結論によって動くようになりまして、さういふこと、この答申に基づき措置によって行なつていくように相なつております。

○鈴木強君 それは、経過的にFMを実際予備免許を与えて実験放送をする場合でも、本来、すで

にそういう調査を進めて、ある程度の見通しを立てた上で、予備免許をやり、その実験放送によって、具体的に技術的にどうしたらいいかという御検討をなさるのが筋だつたと思うのです。そういう態勢が非常におくれつたと思つて、郵政省はほとんど、FMというものが日本に入つてきて、これは第三の目として重要な電波であるということ、方々から関心が高まつて、われもわれもと、FMをやりたいという希望も出てきていた段階で、あまり準備もしないのに予備免許を与えてしまつた。それで三十八年、九年、四十年と、三年越しですね、いまだにどう持つていつていいの、実験放送で三年間もやれば、そろそろ一つの結論を出していい段階に來ているにもかかわらず、いまだに結論が出ない。そして放送法も今度の国会には出せない。これはあとから少し大臣にお伺ひしますが、そしてまたFMが見送られてしまつた。免許方針、技術基準というものは、それに関する限りは出ておられない。そういうことで当面いつてしまふ。私はこの前も申し上げたように、日本の電波行政というものが、一体、どこを向いて、どういふふうに行かれていくのかという

して、基本的な免許方針というものを延ばしていつて、この態度は、私はやはりとるべきでないと思ふ。過去の経過を知らなければどう思ふのです。ですから、そこらは、放送調査会と臨時放送関係法調査会のパトナツチのやり方を伺つたのです。古いことで恐縮ですが、よくわからなければ、次回でも、経過的に資料で報告していただいてもけっこうですが。

○政府委員(淺野賢彦君) 三年前の語で、次回に報告させていただきます。

○鈴木強君 それはそれでいいです。やむを得ぬです。私は、三十八年のときにも、FMについて一体どうなさいますか、免許方針、技術基準、こゝういふものをどうしますかと云つたら、当時の西崎監理局長は、二月のときに、桜の花の咲くときには大体できることを言つておられるのです。その年に、だから、NHKのやつは、大体十七局當時計画の中に入つておつたが、これについて、そういうことがきまるからだいじょうぶだと言わねばかりの答弁だ、一連の。私は、もう時期が來ていふと思ひますからね、そういう中でも、予備免許、実験放送なんというものでなくして、やっぱり本放送として、いま各方面から要求のあるものを含めて、日本のFMはどうあるべきかという方針をきめなさい。きめておかないで、NHKだけが先行すると、NHK自体も、他のほうから、何だと、NHKだけが特殊な公共企業体としての性格上、政府は優先しているじゃないかと、こういう私は非難も聞いているのです。NHKも私は迷惑だと思ふ。だから、早くきめてください。――きめなさい、桜の花の咲くころにはきめておくれ、何年間。FMについては私はほんとうにくどくど言うので恐縮なんですけれども、腹が立つてしょうがないのですよ、いままでの経過からして、もう少し腰を据えて、FMの基本方針について勉強をし、すみやかにこれはひとつ方針を立ててください。

○政府委員(淺野賢彦君) 御趣旨の線に従ひまして、次回までに準備いたします。それで、あの当時、三十四年、五年、六年にかけましては、むしろ中波の時代よりも、音声におきましてはFMの時代になるのではないかと、こゝういつた大勢で、相当FMに對しましてみな取組んだ次第であります。したがって、近々のうちにもFMの免許を行なうのではないかと、こゝういふふうな大勢であつたわけでありまして、FM調査会を開きまして検討しておりますうちに、中波もやはり重要なんであつて、と同時に、FMのあり方につきましても、モノラルとかステレオ、いすれに重点を置くか、それから技術基準等におきまして、そういう面からエリア等、なお詳細に検討する必要がある、こゝういつたところにございまして、検討しておりますうちに、設置法改正に伴ひまして、放送関係法調査会に入つたように記憶いたしております。そういう点がございまして、なほ、この点につきましては、もう一度よく當時を調べて、次回、御報告させていただきます。お願いいたします。

○鈴木強君 大臣、この放送法の国会提出はいつにできなかったのです。電波法だけ切り離して国会に御提案なさつたようですが、まあ、すでにあなたが大臣になられて佐藤総理との所管事項の説明のときにも、この問題は出ていたようなんです。その後もおおよそ、閣議の了承を得て作業を進めてこの国会に出すと、われわれはこゝういふ方針の説明の中でも、提案する趣旨だということ、すね。しかし、前回も私は、あなたに激励を兼ねての意見を含めて御質問を申し上げたのですが、できるだけひとつ出したいということ、努力されているということ、さういふこと、私は、過去数十年の間そのまゝになつております放送体系と、日本の放送行政というものを大きく整理をして、それぞれの事業がさらに目的が達成できるように、制度上の不備欠陥を是正し助成してやると

ということが、私は政府にとって大事な放送行政の基本であると考えていますから、この法案が出ることを強く期待しております。しかし、残念ながら、提案ができないということでございまして、その点は返す返すも遺憾に思います。

そこで、将来のこの改正を私は促進するという立場に立って、大臣に所見を伺っておきたい。一体、その提案ができなかったのは、問題として残っておりまして幾つかの点があったと思ひます。これは私は、ここでははばかり言いますから言いませんが、そういう問題について、大體整理ができて、法案の成文化ということがまともなってきたのかどうかですね。それから、いろいろ国会の審議の問題もあるでしょうけれども、それはまあ提案するほうはあるいは一応考えなきゃならぬことだと思ひます。思ひますが、問題は、いろんな懸案を政治的に解決しなければならなかった問題が、解決をしているのか、まだそういう点も未解決のために出す自信がないのか、出せなかったのか、その点はいかがでございしますか。

○国務大臣(徳安實藏君) 先ほどF.M.のことがございまして、先にちょっとつけ加えておきますが、この問題は、予算委員会におきまして、私も御答弁申し上げ、また、総理みずから、御質問にあわれて、六月の一日以降に、政府の方針を決定して、政府の行き方というものをはっきりさせますという、責任ある答弁をしておるわけでございしますから、これはもうそれ以後に延びるようなことはなと思います。総理もまあ言っていて、はっきり言っておるわけでございしますから、どうぞこれはしばらく御安心してお待ちいただきたいと思ひます。

それから、いまの問題でございしますが、私もまあ男としてですね、ああいう大きな問題に取組むのは、まことに名譽でもございしますから、何とかして片づけたいと思ひまして、昨年来事務当局を奮勵して努力をいたしました。作業の面におきましては、まああの答申にもございしますように、それほど、そうえらい、口角あわを飛ばし

て、与野党が意見不一致になりますとか、あるいは双方に相反する問題があるとか、そういう問題はほとんどまあないと思ひます。まあ、しごく政治的に割り切る問題が二つか、三つかございしますけれども、これとて、そう天下をわかすような大きな問題でございせんので、私もと総理の腹がきまり、また、与野党の御意見等もやがて調整をいたしますれば、これまた、私はたいした一提案ではないと思ひております。本年の一月中ごろから、もう大體大綱もできまして、だんだん成文も急ぎ、そうして関係方面ともいろいろ話し合ひをいたしまして、おおよそのものは、全然事務的なものももちろんでございしますが、政治的なものも相当含めて、私どもの見解ははっきりあいたしておるわけでございしますけれども、いま申し上げましたように、まあ一、二、三は、これは私だけの考え、事務的な考えでなくて、政府全体で考えねばならぬ問題が残っておりますけれども、これは決して政府と与野党と意見が対立して解決つかなかったという問題ではございせん。いよいよというときにございすれば、一日か二日かかって論議いたしますれば、大體の道筋はわかると、こ

う私は考えておりました。同時に、そうした筋があらわれまして、野党の諸君にもお話を申し上げて、そうして御意見を伺いながら、作業の最後の段階を語めたいと、事務的なことは、そうえらい問題でございせんから、そういうことで、私は決して国会の提出も不可能でないと、特に争ひがございまして、どうしても一致しない、わが党だけで強行するんだというふうなことでございしますれば、これはまた考え方も別でございしますけれども、私なり政府の考え方は、こういう問題で与野党が衝突して、にっちもさっちもならぬというふうな問題になすべきじゃない。ですから、私どものほうの大體の見解がまとまりましたら、野党の諸君にもお話を申し上げて御協力を得るという形で、この委員会に出ましたら、相當の御質疑は、もちろんこれはもう国民の前において

やらなければならぬことですから、議論も相當出ようと思ひますし、意見もあらうと思ひますけれども、しかし、どうしても通さない、通すというふうな争ひは、まず起こすべきじゃない、かように考えておりましたから、私は、そういう形の上において、話がまとまって出しますれば、そんなにえらく、次の国会まで延びるとは考えておりませんでしたけれども、まあ、これは私どもがあまり大きいことは言えないことですが、いろいろ選挙等も目の前に控えておりますので、そうして、まあ五月の十九日まで、みっちりやっていたいただきますれば、あるいは法案以外の派生問題、これについての議論は相當これは起きると思ひます。

法案に書いてないことで、法案の条文以外の問題、こういう問題については、相當これは活発に意見が出ると思ひます。これはもつとせねばなりません。民放の關係もございしますし、NHKの關係もございしますし、ただいまのようなF.M.の問題もあれば、いろいろな問題もありますし、それから、相當にこの問題については、いろいろ御議論があるでしようと思ひます。そういう事柄が何日間、まあこの程度ならということの御議論が、できるだけなるかと申しますと、どうも四月の中頃以前では、これはどう考えても困難ではなからうか。もし、こういう重要な問題を多數の議員諸君がおられないときに、火事場どろぼう的な行き方ということ、これは断じてやるものではない。やはりこれは皆さんそろったところで、できるだけ慎重に御審議をいただきたい、そうして公正に、あるいは後にあやまったことのな

いような処置をしなくちゃいけない、こういうことを考えてみますと、その審議がどうしたって四月後半に及ぶ、あるいは五月にも及ぶというふうなことが想像されます以上は、そうして選挙等を目前に控えて、多數の方々が各方面にお歸りになったりするようなときに、ただ数だけそろえて、そして無理押しをしてきめてしまふというふうなことはすべきことではない。かようなことをだんだん考えてまいりますと、まず正味御審

議を願えるとき、そうしてまた、できまますならば最初から提案をして、そうして、たっぷり御審議を願うまで、しばらく冷却と申しますか、を置きながら、あの答申を、各方面の意見もさらに加え、また、その時間がありますれば、与野党の御意見等もしばしば排他する機会もあらうかと思ひますから、まあ、あわてなくとも、もう少し考えたらどうだろうかというふうなことで、各方面の方々、また、関係政府筋の御意見も聞きまして、全部次の機会に、もう少し時間的に余裕のあるときに御審議を願うようにしたらよろうというふうなことに、残念ながら私も決心したわけでございします。

で、政府側の意見が不一致であるとか、与野党との關係がうまくいかなかったとか、あるいは野党と御相談したけれども、それがうまくいかなかった、そういうことは全然ございせん。むしろ、もう少し慎重にしたいという考え方と、審議期間が非常に短くて、かえって火事場どろぼう的な行き方は、こういう法案は慎重すべきだという考えから延ばしたわけでございします。どうぞ、政府の意のあるところをひとつ御了承いただきまして、次の機会まで、十二分に御検討もいただき、また、私どものほうでも、十分資料等を提供いたしますから、御検討いただきまして、そうして与野党ともに、まあこれなら大體満足じゃなからうかと云われるような、ひとつ成案をつくって御審議をいただきたいと、かように考えるわけであります。

○鈴木強君 私の聞いているのは、大體答申を受けて、改正すべき点について全部作業が終わったが、いろんな諸般の情勢から出せないと云うのか、それとも、まだまとまらないで出せないのか、ということを伺ったわけなんです。ですから、いろいろと諸般の情勢については、大臣の言われることはよく私も理解できるのですが、その点だけなんです。

○国務大臣(徳安實藏君) 先ほど申し上げましたように、まだまとまっていないものも、政府が最

後に予算との関係で裁断を下さなくちゃならぬもの、一、二、三残っております。だから、全部の法案ができておまして、これを出すのを待ったというわけではございません。しかし、そういう問題こそ、私ももう少し期間を置いて、そして与野党の意見を聞きながら作業をすべきだ、かように考えまして、そういう問題はまだ残してございます。

○鈴木強君 私は、理屈を言うわけではないんですけれども、何かもう選挙があつて、五月の十九日で国会が終わるんだということを申し上げておるんだが、一体、そんなことはわかつていて、去年、おとしから、選挙のある年には国会はなかなか延長できないということもわかつていて、三十九年九月八日、臨時放送関係法調査会から答申が出たときに、大臣が出された談話もここに持っている。そして郵政省は、それに対する部内的な推進機関もつくって準備をされたんですよ。要するに、あなた、国会で十分審議できないように延ばしておったのが、あなたのほうなんですよ。問題はそうでしょう。ですから、たとえば、この中にあります放送行政に関する委員会の設置とか、あるいは無線局の、放送局の根本基準に対する問題について、これを法制化すとか幾つかあると思うのです、重要な問題が。こういう問題について、なかなか大臣が決意がでなかった。それもいろいろ問題があつたでしょう。そういうことが成文化をおくらせ、今日までまとまっておらない、したがって出せない、こういう結果になつたので、みずから、私は、大臣もそれに対する責任はあると思うのです。もう電波行政全体について、今日までの行政はどっちを向いていくのかわからないことに、極端に言うると私はなと思うのです。そういうふうな慢不調、なまぬるい電波行政に対して私は不満を持っております。それがどうも政治的に、ラジオ、テレビ、特に免許問題については関係してくる。私たちは、これは与野党の皆さんもおりますが、例のカラーテレビなどの場合も、

きわめて超高度な政治性によって押し切つたじゃないですか。与野の諸君までが時期尚早というものを押し切つた経過がある。だから、そういうふうな、ほんとうに公正であるべき電波が政治によつていろいろと左右されてくるということは、これは許してはならぬことなんです。だから、電波行政をあずかる大臣が、どういふことがあろうと、正しいことは正しいとしてこれを受けとめてやるべきであるし、そのために、臨時放送関係法調査会も持たれて、なおあなたに確信を与えたわけですよ。その出された結論に対して、勇断をもつてやるかやらないかは、私は大臣の政治性にあると思うのです。だから、そういうふうなややお気持ちを持たれて、私はやらぬとは言いません、やらぬとは言いませんが、大臣も大いにがんばつていただいたと思ひますけれども、結果的に見ると、やはりわれわれが当初心配しておつたようなことになってしまつてきて、ここに出せなかつたということですから、この点は、国会の審議がいまだどうしてもうまくいかぬというふうな、そういうことによつて、あなたは責任をのがれようとしてゐるのではないと思ひますけれども、やはり基本的な答申に対する心がまえといふものが少し足りなかつたのじゃないか。もっと早目に、問題点が幾つかわかつてゐるのですから、この点は、事務的に整理をしていけば、法制局と打ち合わせをして条文の整理だけですから、問題は、そういう政治的に判断をしなければならぬ、これは党のほうにも相談をしなければならぬといふ点もあるでしょう。だから、この点はきちつと勇断をもつて早くきめなかつたところに問題があるのではないか、こう私は思ふのです。ですから、その点について、あなたは私に言ひかたといふと、問題はまだきまつておらない、きまつておらないならば、なるほど、この答申をさらに世論にもアピールして、みんなで勉強するといふことはけっこうですよ。けっこうだが、一体、あなたの次にだれがなるかもしれないけれども、留任するかもしれないし、それはわかりま

せん。わかりませんが、いずれにしても、この問題点を一日も早く決定しないことには、また、のんびりだらりんとおつてしまふと思ふのです。次の通常国会にもあぶないかもしれない。そんなことは相済みぬことでしょう。ですから、そういう問題にはきちつと整理をして、そして、この態勢をかりに法案が出ないにしても、すみやかに御決定いただいて、その方針に基づいてさらに作業を事務当局をしてさして、このぐらゐのことは、御所見が、ここで大臣からお聞きできれば私も満足するわけですが、そういう意味において私は質問してゐるわけです。

○国務大臣(徳安實蔵君) お説ごもっともでございます。私自身が、昨年答申を受けましてから、即座にその解明なり、行政措置でやるべきこと等につきまして検討を加えて、ずいぶん努力してまゐつたつもりでございます。しかし、非常に重要な案件でもあり、広範囲にわたります関係から、各方面の御意見等も十分伺ねばならぬような関係で、つい半月や一月はたつてしまつて、結局、私どもが案をやつくりましたのが一月の中旬、こういうときに、ようやくその大綱、要綱といふものができました。そして、そのほかに二、三重要な問題等は、これは私たちの責任において決定し得ない問題もございまして、これは一番最後に成案を得たときに最後の締めくくりをきめるといふ考え方で進んでまいりました。しかし、だんだん日が差し迫つてまいりまして、いま申し上げたようなことになつたわけでありまして、これはもちろん私の大きな責任だと思ひます。この点について少しゆるふんではなかつたかと言われますれば、私はこれまた、甘んじて受けねばならぬと思ひますけれども、ずいぶん努力したことだけはしたのですけれども、結局、こういう結果になつた、これはまことに申しわけないと思ひます。

それで、今後の問題でございましてけれども、この問題は非常に重要問題でありますと同時に、政府全体としても、ただ一郵政省の問題でございせんので、総理も十分考へて、そうして先般も答

弁いたしましたように、引き続いて、二、三年のうちには、そうしたF M等の問題も、方針をはつきりきめて、すみやかに一つの方針のもとに処置をいたしますというのを申し上げておるわけでございます。決してほうっておく考えはございません。積極的に、いろいろな面につきましては、現在懸案になつておるものとか、あるいはまた、こうするのが正しい行き方だということにつきましては、行政処置でいきますことはほとんど進めてまいりまして、そうして御期待に沿うように努力いたしたいと思ひます。まことに遺憾ではございますが、どうかひとつ御了承いただきたいと思います。今後ともひとつ御協力をいただきたいと思います。

○鈴木強君 どうぞひとつ、いまの御所信に沿つて、今後御決断をもつて問題の解決にさらに善処をいただきたいと思ひます。

それで、もう一つ関連をして、前回は質問いたしました、例の近畿の六県、二十六地区に対する電波の割り当てから端を発しております近畿地区の中継局問題、これについて、きょう私は詳しく質問をしたいと思ひますが、しかし、時間が非常にないようですから、結論だけ伺ひますが、前回も指摘しましたように、郵政大臣と在阪テレビ四社との会談、白井総務長官との会談、白井参議院議員との一月十二日の個別会談、二月十八日の服部政務次官の記者会見の御見解等々、いろいろ出ております。そこで、この歴史は、この前もちょっと触れたのですが、周波数の割り当てをした当初、六県二十六地区に対してほとんど割り当てをしておつた。それがこういうふうになつてきてゐるのですが、結論だけ聞きたいのです。が、あなたは再度再任するか、おかわりになるかわかりませんが、とにかく、あなたの在任中にこのことを——私は、五月にかつたといふことじゃないのです。とにかく、あなたが大臣である間に、近畿の中継局問題については、それこそ決断してやればやれるのですから、それだけ私聞

○國務大臣(徳安實藏君) やりたいと思います。
○鈴木強君 やりたいと思いますというところじゃなくて、やりますという答弁はできないのですか。

○國務大臣(徳安實藏君) 公聴会等の準備も進めておりますので、やる決心であります。

○鈴木強君 それから今度は別の問題ですけれども、電波関係でひとつ伺っておきたいのは、昨年、電波法が一部改正になりました、例の三十一メートル以上の高層建築物と電波との競合の問題については、一応法律でまかりました。ところが、最近になってから何件もこの電波障害の問題が出てくるのですが、それは私は、一応現在の電波法によって処理できるものでありますからいいと思ひますが、ただ、ここに問題になるのは、東京の千代田区大手町に建設中の高層ビル、これはたしか富士銀行のビルだと思ひますが、このビルディングが建ちますと、現在米軍が使つておる電波とぶつかるということが出てくるようですね。これについては、電波法においては規制ができないという実問題があるわけです。私たちが、この電波法の審議の際に不注意であつたことを反省しておりますが、一体、そういうものについてどうするか、論議しなければならなかつたと思ひます。それは米軍との協定がありましようから、この協定の中で、電波法の改正の趣旨というものもすでに説明して、向こうも了承して、国内の電波法と同じような立場に立つてやるということに、米軍のほうで了承しているのかどうか、その点まず伺ひたいのであります。

○政府委員(宮川岸雄君) 在日米軍の使用しております電波につきましては、電波法の適用を受けております。したがしまして、先般改正いたしました高層建築物の障害問題におきまして、一応在日米軍の問題は、これによって処理できないというところに相なつておるのでございます。その間の法律的な見解等につきましては、法制局などにもいろいろ打ち合はせてございしますが、現在の電波法によって、重要通信というものを保

護することになっております。その重要通信は、国内において電波法の規制を受けている重要通信のみに限られていて、こういうことであります。

○鈴木強君 そうすると、何らこれについては保護措置がないということですね。したがって、大臣、これはどうですか、米軍は日本において何をやってまかまぬということはないと思う。やはり必要があつて電波法の改正をして、障害が起りそうであるから、二年、三年の期間を置いて、この間に両者が話し合つて、一番いい方法をとつてもらうということに変わったわけでありまして、ですから、米軍だけが野放しになつていくといううことでは私はいけなかつたと思ひます。だから、日米間の通信協定なり何かあるはずですから、行政協定に基づく協定が、そういう中で、日米合同委員会なら合同委員会に持ち出して、こういう問題についてはひとつ十分に、立場に立つた人たちが、日本側を、言うならば保護するようなことも考えてもらいたいと思ひます。そうしないと、これは非常に困ると思ひます。どうですか、話をしているかいないか。もう少し宮川局長に聞きたいのですが、そういうことを持ち出したのですか、向こうが相手にしなかつたのか、持ち出してないなら、持ち出して交渉していくつもりか、その点をひとつ聞きたいのです。

○政府委員(宮川岸雄君) 在日米軍の通信の問題は、家は国内の電波法によって処理されておりますので、これは私どものほんとうの所管ではございせんので、その間の経緯については、監理官から。

○鈴木強君 そうすると、私の言つたようなことは、まだ具体的には、日米合同委員会に持ち出してやるのとことかなくて、具体的に先機で話し合ひをして、計画の変更か何か、施設の變更か何かできるということですか。そうしたことで処理したいということですか。それはそれでやつてもいいと思ひますが、将来こういうケースが出てくると思ひますから、やはり米軍にも理解していただくような措置を大臣、これはひとつしてもらいたいと思ひます。いま実は、富士銀行のやつは、一応それで処理できればいいのですけれども、そうでないと、これは将来にわたつて出てくることでしょう。

○鈴木強君 そうすると、御質問に對しまして、われわれといたしましては、実は、国内法との関係がございまして、国内法におきまして重要通信というものを指定された中には、いろいろな通信がございまして、その中には、一応防衛関係の通信というものは入っていないわけでございます。それで、在日米軍の使用しております電波を守るといふことは、別の、ちよつといふ忘れておりますが、アメリカ軍との間におきまふところの覚え書きによつてそういう義務が、地位協定によりましてそういう義務ができておるものだけれども、その中に国内法によつて処理されるというか、国内法によつて保護されるものと同程度の保護は受けるというふうな規定がございまして、しかしながら、国内法の中に防衛関係のものはございせんので、この法律においては処理できないんだということで、法制局との見解が統一されているわけでございます。したがしまして、今後どういふふうにして在日米軍の電波を守つていくかという問題につきましては、相当むづかしい問題がございまして、先生の御趣旨はわかりましたのでございしますが、なお研究していただきたいと思ひます。

○鈴木強君 私は、ただ単にアメリカ軍の電波を守るといふことだけではないのです。要するに、たとえば建物を建てようとしても、米軍のここに電波が通つてくるから建てちゃいかぬということをお言われれば、どうにもならぬでしょう。それはいいですが、そういう場合には、建築主の立場でどんな建物を建てようとして、米軍の要求は聞かないということになるならいいですよ。しかし、米軍がもう少し、たとえば、こうだと言つて押しつづけることだつてあるわけでしょう。そういう場合はどうなるのですか。

○政府委員(宮川岸雄君) そういう問題が起りました場合におきまして、實際の問題といたしましては、建物が建てたアメリカの通信をとめてしまふという事態が起れば、これは別の政治的な問題かと思ひますけれども、一応アメリカ軍といたしまして、アメリカ軍の電波は現在国内法において守られる規定がないという段階に立つて問題が処理されるかと思ひます。したがしまして、その場合に、たとえば建物のほうを押えれば、当然建物のほうに對する損害賠償とかいふような問題が別に発生してくるかと思ひます。

○鈴木強君 それは当然出てくると思ひます。ただ私は、郵政省が電波法の改正をやつたのも、その後、日本に高層建築が建ち始めて、三十一メートル、さらにプラス十メートルでしたか、そういうものが建つてきて初めてこれは問題になつたのです。実は私はこの国会で、電電公社の富山にそういうものができたんで発生したために質問をして、それは方法がないというものですから、質疑の中で出てきたので質問をしているのです。そう

やはり電波行政に確信を持てるような体制にならないといかぬと思う。ですから、もう少しこの定員措置等についても勇断をもって大蔵省と折衝できないでしょうかね、定員措置については。

○国務大臣(徳安實藏君) 従来、なるべく人をふやさないという、まあ政府の方針で、固く一つの大きな制約を受けておたものでありますから、そういうことに便乗しておるわけではございませんが、一般的な面におきましては、なるべく部内的な合理化あるいは事務の統合等におきまして人をふやさずにいこうという大きな方針が打ち立てられて、その一環として電波局もその影響を受けていまのお話になっておると思えます。他のほうの特別会計におきましては、事務量のふえるに従って、やはり人も毎年五千、六千ふえておるわけですが、電波に限ってそれがふえていない。しからば事業量はどうかと言われますと、先ほどお話しのように私もまことに遺憾なように思っております。いろいろな根本方針を立てる上におきましても、いまの諸君は、ほんとうに夜おそくまで働いておられますが、全く人手が足りないという現実を私も見まして、人ばかりをふやすのが能てはございませんが、やはりその道のたんのうなる諸君や、手足になっておる諸君をもう少しふやしませんと、やはり押せ押せで、仕事が結局約束したことも実行できないということになりまから、来年度予算におきましては、ひとつ極力大蔵省にも折衝いたしまして、そうしてこの電波行政関係の重要性を認識してもらって、もっと強化してもらおうに私自身も最大の努力を払いたいと思っております。

○鈴木強君 私も、むやみやたらに公務員の数をふやすことについては反対です。しかし、政府のきめておる方針でも、かりに現場段階であっても、事業量がふえて仕事がやりにくくなっておるにもかかわらず人をふやさぬという、そういう方針をきめるのがおかしいのですから、それは画一的にはいかぬと思うが、ケース・バイ・ケースできめてもらわぬと、特に放送事業の場合膨大な仕

事をやっておるのですから、そういう意味で問題をひとつ解決しなければならぬと同時に、やはり現在の監理局の諸君は、郵政特別会計と違ひまして一般会計の中で、組合自体も公労法の適用を受けない。だから長い間の懸案として、待遇だって同じ郵政省の中におきましても差がある。そういう中で一生懸命努力しておる電波局の諸君に、なおそういうふうな過重の仕事を押つけていくのは間違ひです。私は特に公労法が適用できるようにやはりやることも一つの方法でしょう。これは長い間われわれも進言し、広瀬政務次官のときにもかなり大蔵省にも折衝して、あるところまでいったんですけれども、まだ未解決になっておる。そういう問題であるわけです。ですからせめて私は定員措置くらいは十分やれるような措置は、あくまでしてやらなければならぬと思っております。予算はきまっておりますので、私は意見として出しますけれども、さらに今後ともひとつその定員問題については真剣に考えてもらいたい、要望しておきます。

それから資料の点でこの前お願いしましたが、例の有線放送を使ってCM放送をやつて、営利を目的とする、有線放送電話法第四条の規定に反するような行為があるのですが、これはどうしたんだというところで私は資料要求をしました。が、これについては何もまだ出てこないのですが、調査は進んでおりますか。進んでおらなかったら、次にはひとつ資料を出してください。きょうなかったらいいです。

○政府委員(野口謙也君) 有線放送の中でコマーシャルに使用されておるものにつきまして、たまたまわれわれのほうで調査しております。まだ地方の分はいまわかりませんので、東京の分だけできております。

○鈴木強君 資料をできたらその分だけでも次に出してくれませんか。そうしてまた地方の実情もひとつよく把握しておいてください。営利が目的であるかないか、これも一つの論議になると思

ますから。あと十分くらいはいいのですが、電公社の方いいのですか。

○理事(横川正市君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○理事(横川正市君) 速記をつけて。
本件については、本日はこの程度といたしま

○理事(横川正市君) 郵便貯金法の一部を改正する法律案及び郵便振替貯金法の一部を改正する法律案を二議案といたします。

○白井勇君 郵便貯金法の一部改正と郵便振替貯金法の一部改正であります。これは両案とも貯金者なり利用者の便宜をはかれました当然の措置でありまして、それほど問題となる点もないように思いますが、ごく簡単に二、三の点だけ伺ってみたいと思ひます。

まず一つは、郵便貯金法の改正につきまして預け入れの最高限度を上げたわけでありまして、それに伴ひまして、最低のほうを考へる必要もないものであろうかという点であります。三十二条の通常郵便貯金には十円以上、あるいは四十七条の積立郵便貯金の百円というものは、これはまあ郵便貯金ですから、そういうようなこともそのまま置いて差しつかえないかと思ひますが、定額郵便貯金の預け入れの金額ですね、これは上のほうは十円から二十円に今度なるわけでありまして、最低のほうは百円、五百円という口からあるわけですね。お聞きいたしますと、百円で口数にしますと八百二、三十万、五百円で百三十万ぐらいで、両方あわせると九百五十万口ぐらい、非常に口数は多いわけですね。全体の二七・三%を百円、五百円で占めておるようでありまして、金額から見ますと、私の計算では二千二百億ぐらいの総額の

うちで百円、五百円で占めておりますものが十四億ぐらいですか、ですから、一%にまでならぬ。○七%ぐらいのものじゃないかという感じが持つわけでありまして、口数が非常に多いわけですから、手数がたいへんだという感じが持たれるわけでありまして、これは取り扱い上やはり百円というものがあつたほうがいいものであるかどうかということは、私わかりませんけれども、定額ですから、そこあたり多少整理をする必要と申しますか、そのほうが能率的でなからうか、そのことによって必ずしも預金者もそう不便を感じないものであり、むしろ扱いますほうは、そのほうが業務の近代化、能率化ができるのじゃないかというふうな感じを持つのであります。この辺はどういうものでありましようか。

○政府委員(武田功君) 定額につきましては、お尋ねのように現在五十四条で百円から五百円、千円というふうな、五千円、一万円、五万円または十万円、こういうふうになっております。それで何ぶん郵便貯金は一般大衆の零細な貯金であるというふうな趣旨にかんがみまして、もともとからこういうふうな少額からできるように、仕組みがなっております。したがひまして、いまお尋ねのように、たとえば今回最高制限額を引き上げるといふ際に、こういう点も検討したわけでございますが、いま申し上げましたように国民のどなたにもいろんな形において貯金がしやすいようにということと、それから、確かに最近いろいろ経済情勢もよくなつておりますので、高額の定額に入つていただく方がふえてはおりますけれども、やはり郵便貯金の制度の趣旨から見ますと、やはりこういうものは置いておくべきではなからうかと、また他面ほかの貯金の、端数貯金などの場合に、それを合併いたしましたというふうなやり方もございます。したがひまして、今回は、この最低限のほうは触れなかつたわけでございます。

○白井勇君 これはいろいろ事情がありましようけれども、将来の問題として、たとえばこれ

見ますと、やはり千円以上というものは全体の口数でも四割、最高を占めておられるわけであり、金額も多いわけですし、その次一万円とか、やはり相当、一口にしにしても大口のものが定額でありまして多いようですね。やはりこれは将来の問題として考える必要があるのじゃないかという感じが持っております。

その次に、郵便事業は最近急速な上昇率をたどっておられるわけですが、近年郵便貯金と同じようなことになっておりますと、たとえば信用金庫とか、あるいは相互銀行とか、農協というもの、そういう関係の金融機関の貯金の上昇率とはどういう関係にありますか。

○政府委員(武田功君) 郵便貯金におきましては、たとえ昭和三十四年度を基準といたしましてこれを見ますと、三十八年度まで、昭和三十四年を一〇〇としたしまして一八六という伸びを示しております。郵便貯金自体から見ますと、私どもは最近のいろいろな経済情勢下にもかかわらず、順調な伸びを示しているものと思っておりますけれども、まあ御指摘のように、たとえば銀行を見ますと、これが三十八年度で二〇五、信託、農協等になりますと二七〇からあるいは三三四と、こういったような伸びでございます。確かに郵便貯金自体の伸びは順調とは申すけれども、他のそういった類似の信託なり農協、あるいは相互銀行、信用金庫、こういったものの伸びはもっと著しいものがございますので、私どもはそれと比較いたしました上で、郵便貯金の現況をそう察観しておるわけでもございません。

○白井勇君 いまのお話のようなことで、郵便貯金自体は非常にまあカーブが上昇しておられるわけですが、ほかの金融機関もそれ以上に伸びておられるような状態なわけですね。そこで郵政省としましては、貯蓄奨励上は一体どういうところに最近重点を置いておられますか。何か具体的なものがありましたら伺いたい。

○政府委員(武田功君) やはり郵便貯金の本来の使命でありますように、できるだけ国民の各層各般の方々に多く利用していただくということを最も主眼といたしまして、広く地方公共団体その他の協力も得まして、もっと貯蓄層を広めたいと、こういうことが基本的な考えでございます。そのためには、たとえば窓口施設もできるだけ改善をはかるとか、それから貯蓄関係の方々の組織化をはかるとか、あるいはまた児童貯金と申しますか、そういったような健全な貯蓄思想を普及し、子供郵便局等の増加をはかるとか、そういうこと、それからまた主として婦人団体その他そういう団体に呼びかけまして、一種の目的貯金といったようなものも加味いたしまして積み立て貯金の奨励をはかるとか、そういうことをやっております。なお、最近の傾向から見まして、今度は貯金の各種別の内容から見ますと、定額貯金の伸びが非常に目立っておりますので、これは職員各位の努力にも待つところ非常に大きいものでございますが、こういった方面に重点を入れて今後進めていきたい、こう考えております。

○白井勇君 いまのお話に関連するのですが、まあ末端におきましては、保険の勧誘というものは、同じ郵便局でありまして非常に熱心な運動が展開されておられるように思ふんですね。ところが、案外貯金の奨励というものがつきましては、必ずしも保険ほどに熱心じゃないように私たちが受けるんですよ。あれを見ておきますと、同じ局員でありまして、汗を流しても、同じ汗を流した者に対する報いが、保険の場合と貯金の場合と相当開きがあるんじゃないかというふうな私を感じておられるんですが、そういう何か差はないんですか。

○政府委員(武田功君) いま御指摘の後段でございますが、奨励にあたって実際貯金をとってくる募集員に対する手当の関係、この関係は私は保険と大差はないと、こういうふうな考えでございます。ただ、この制度創設以来貯金の性格にかんがみまして、非常にはな宣伝をするとか、そういったようなことになしに、堅実な貯蓄思想の涵養という、そういうことを目標としてやってきた関係

もございいます。したがって、貯金関係に募集事務の外務員を使うということが非常におくれておりまして、現在でも集配局でもそう数多くございませぬ。主として積み立て貯金、それからまた定額貯金と、こうなっております。まあ、そういうふうないろいろな歴史的な事情もございまして、あるいは先生の御指摘のように保険に比べて貯金の募集が激しくないという御印象をお持ちかと思ひますけれども、現在のところは主として定額貯蓄、積み立て等につきましては一部外務員の努力と、またその他は窓口等におきまして勧奨する。こういったような状況でございます。

○白井勇君 いまのお話ではあれですか、外務員を保険のように専門にふやしていきまうというのと、相当やっぱり定額なり積み立てというものは伸びる可能性はあるわけですか。

○政府委員(武田功君) 確かに御説のように外務員をふやまして勧奨すると思はれるわけではございますけれども、たとえば積み立て貯金のような場合は、なかなか事務費がかさばりますので、その点で経営上どこが限界かというところは、かなり問題があると存じます。

○白井勇君 さっきのお話の目的的な貯金と申しますか、それに関連していま問題となっておりますのは住宅建設ですね、これにつきましてもとにかく最高額百万円にもなっているんですよ、何かいままでの積み立て貯金よりもちょっと少し有利な金利を、あるいは政策に郵政当局も協力をするような新制度というものはできなかったんですか。

○政府委員(武田功君) 私どももいわゆる目的貯金をおすすめる際に、いま御指摘のような住宅建設のための目的貯金といったようなことも、実際はおすすめているような形になりますけれども、ただいま先生御指摘の最近話題になりました住宅建設貯金と申しますか、あの問題につきましても、当時私どもとしましては郵便がこれに役を買いたいというふうな気持ちからいろいろ検討いたしました。ただ、何せ家を建てるという問題

でございまして、その融資のしかたあるいはまた建設資金がどの程度でよいかという問題、また集めた貯金そのものと建設そのものがどういうふうな結びつくかという点、それからなお御指摘のような利率の問題、いろいろ問題がございまして、現在一部で計画されておりますようなあの形においては、郵便貯金はなじまないんじゃないか、こういったことで見送った次第でございます。

○白井勇君 これは大臣どういふのですかね、そういう国策の大きい線が出ますと、これはまあ貯金関係につきましては、四種の種類別にはコスト計算みたいなものが出ていないんですが、お話しのとおり一つの経費をかけていってどの程度で引き合うかという限界があるかと思ひますけれども、何かやっぱりいまやろうとしております持家住宅というのにつきましても、郵便貯金のほうで何かこういうものは一つの新案を当然考えるべきものじゃないかと思ひますけれども、もう一つ従来問題になっております積み立てなり定額に對します一部貸し付けの問題ですね、これはいかに郵便貯金というものは貯金制度のものであって金融制度じゃないんだから言っちゃえばそれだけのことですけれども、やっぱり貯金をある程度確保するようないくつかの手段として弊害のない程度で、還元融資的なものは、これは何れも貯金制度のものだから預かっちゃいかぬのだというふうに割り切ってしまう必要もないじゃないかというふうに私感するわけですが、この点大臣はどういうふうにお考えになりますか、御所見を。

○国務大臣(徳安實藏君) 各委員諸君から、そうした問題は衆議院におきましてもございませぬ。私自身も同じような考え方を持つわけでございませぬ。しばしば大蔵省とこうした問題については話し合っているわけでありまして、過去、過去ずっと今日までのいきさつを申しますと、だいぶやわらいではきていますけれども、何しろ大蔵省は、郵便貯金と、一般の金融を勧奨して、こうという関係は、そこにひとつ区別をつけるべ

でございまして、したがって、貯金関係に募集事務の外務員を使うということが非常におくれておりまして、現在でも集配局でもそう数多くございませぬ。主として積み立て貯金、それからまた定額貯金と、こうなっております。まあ、そういうふうないろいろな歴史的な事情もございまして、あるいは先生の御指摘のように保険に比べて貯金の募集が激しくないという御印象をお持ちかと思ひますけれども、現在のところは主として定額貯蓄、積み立て等につきましては一部外務員の努力と、またその他は窓口等におきまして勧奨する。こういったような状況でございます。

○白井勇君 いまのお話ではあれですか、外務員を保険のように専門にふやしていきまうというのと、相当やっぱり定額なり積み立てというものは伸びる可能性はあるわけですか。

○政府委員(武田功君) 確かに御説のように外務員をふやまして勧奨すると思はれるわけではございますけれども、たとえば積み立て貯金のような場合は、なかなか事務費がかさばりますので、その点で経営上どこが限界かというところは、かなり問題があると存じます。

○白井勇君 さっきのお話の目的的な貯金と申しますか、それに関連していま問題となっておりますのは住宅建設ですね、これにつきましてもとにかく最高額百万円にもなっているんですよ、何かいままでの積み立て貯金よりもちょっと少し有利な金利を、あるいは政策に郵政当局も協力をするような新制度というものはできなかったんですか。

○政府委員(武田功君) 私どももいわゆる目的貯金をおすすめる際に、いま御指摘のような住宅建設のための目的貯金といったようなことも、実際はおすすめているような形になりますけれども、ただいま先生御指摘の最近話題になりました住宅建設貯金と申しますか、あの問題につきましても、当時私どもとしましては郵便がこれに役を買いたいというふうな気持ちからいろいろ検討いたしました。ただ、何せ家を建てるという問題

きだというふうな古い型の考えがまだ残っておりまして、いまのお話のように貸し付け等もかつてやっていたこともあるのでございますが、もう今日の時代においては復活してもいいのじゃないかという気持ちも私もはあるわけでありまして——郵貯はなかったものでありますが、私の考え違いでございました。しかし、そういう問題については、しばしばこの委員会でもお話もございまして、事務当局も大蔵省と折衝しておりますが、まだよろしいというところにはいかない状況でございます。また住宅等の問題、また旅行等の問題、現在では旅行等につきましても、やはり計画をして世話をしてくださる方がずいぶんあるようにございます。だいたいそれは進んでいるようにございまして、何しろ農協等のように、はでに芝居の切符を配りまじたり、場合によってはいろいろどんなに騒ぎのようなことはできない。ほんとうに地味な行き方をしているわけですから、先般も衆議院でそういう話も出まして、もう少しそうした経費をふやしたらどうかというところで激励を受けて、まことにどうもどうもだと思ひますので、努力はいたしておりますが、御希望のようなぐあひにはまだございませぬ。今後とも引き続きまして、そういう御希望が制度の上にも反映いたしますように努力いたしたいと思ひます。

○白井勇君 それから、郵便貯金というものは、一休国民のどういふ分野に一番活用されているのかというふうな調査といひますね、分析といひますか、そういうものはやっていまするのですか。

○政府委員(武田功君) そういう利用調査は私も仕事をやってゆきます上において大切なことでございまして、つとめてそういうものをとるやうにやっております。ただ、なかなか広範なものでございまして、十分なことができません。したがって、たとえば中央貯蓄推進委員会とか、あるいは経済企画庁とか、あるいは日銀調べとか、そういうようなことも基礎にしながら、か

つまた最近私どものほうで、ごく一部ではございませうけれども、約四千世帯ばかりの世帯を対象といたしまして、調査をいたしたことがございまして。その調査によりますと、大体郵貯の利用者は全世帯の五五・三〇というふうな統計が出ております。またこれをいろいろの角度から見まして、たとえば職業別に見ますと、いわゆるサラリーマンといったような人たちの利用が一番高いようにございまして、これが約四九・九〇、商工サービス、自由業、こういふような層が二五・〇〇、あるいは農林漁業が一七・〇〇、無職八・〇〇、こういう順序になっておまして、やはり、いわゆる俸給生活の方が一番多い利用者であるということがいえると思うのです。

○白井勇君 もう一つ大事だと思ひますことは、郵便貯金が皆さんの力でどんどん集まってくる。これはまあ資金運用部について、いろいろ運用されていくわけですが、どうも郵政省の方にお尋ねしますと、それは資金運用部の仕事であるから、運用がいかなる面においていふにされていくかというところは、これは資金運用部の指導面で見るといいのだというふうな、あっさりしたお気持ちのようにも私聞かえるのですけれども、少くともやはり郵便貯金というものを国民大衆から集めてくる以上は、これは管轄がかりに資金運用部というものに統合されるにしても、そのうち五・二〇は、実際郵便貯金が原資であるという実績です。それはどういふふうな運用されるかというところは数字が出るわけですが、推算は出ると思うのです。どういふ方面にだけだけの大体郵便貯金というものは落ちていくか、しかも、それがいま言われまして、地域的にはどういふふうな、ひとつの推算があつてしかるべきだと思ひます。そこらあたりどうも従来郵政省の感覚ですと、至つてのんきなように思ひますが、これは大臣非常に大事なことでないでしょうか。いわゆる拡大性ということもあり、資金運用部に一任しておつていいんだからというのではない、やはり郵政省として

も集める以上は、よほど責任を持った行き方であつて、やはり勧奨していく必要があるのではないかと感じます。どうも御熱心さが足りないように思ひます。

○国務大臣(徳安重蔵君) ほんとうにございませう。私も郵政省にまいりまして、こういふ問題について初めて認識を深くしたわけですが、従来は運用部資金の割り当てにつきまして、審議会がございまして、その審議会には郵政大臣、大蔵大臣が副会長に入つておつたのですが、したがって、発言権があつたのですが、どうしたことですか、ずつと前にそれがなくなつてしまひまして、私も発言権はございませぬ。最後の予算折衝でございまして、やれやれというときには、もう運用部資金の割り当てが全部きまつてしまひまして、あとから判を押すという形、まことに奇妙なことでございまして、私もどうもこれは体験したわけですが、何か協議会でもあつたか、あるいは打ち合わせがあるかと思ひましたら、そういうものは何もございませぬ。私も自來大蔵大臣によく話をしまして、職員が汗水たらして一生懸命働いて貯金を集めておるのですから、郵政省の考え方、気持ちというものが、配分については相当考へてもらいたいことだという話をしました。大蔵大臣も、かつて私もそういう経験があるので、もともとだ、十分今後

は意見を言つてもらえればそれに対して考慮いたします。私は本来から申しますならば、やはりいとお話のように、貯金を国民に還元させるという意味から、やはりたくさんくるほうにはたくさん出すということをしてもいいのではないかと思ひます。しかし、いまの制度の上におきましても、ただそういうことを意見として大蔵大臣に言ひましたら、まあ大蔵省の事務当局に話をする程度でございまして、非常に隔靴掻痒の感がございまして。そこで、私は、できれば今度は、いま局長話しましたように、貯金の集まる層だとか、あるいは階級とか、そういうものを分析しまして、そういうものをやはり運用部資金の諸君に見てもらつ

て、配分のときには十分勘案してほしいということとを言うべきではないか、私も金集めに一生懸命集めますが、運用部資金の諸君にも会つてないのです。非常に怠慢でございまして、長い間のしきたりで知らぬうちにきまつておるという形でございまして。私はこういうことは是正すべきだと考へておまして、大蔵大臣も賛成です。まことにそのとおりだと言つておられますから、何かいい機会をつかまえて、ひとつ御協力を得まして、そうした点を抜本的に大蔵省が、あるいは運用部資金の諸君がもっと金を集める私どものほうを大事にしてくれるように、そして私どもの意見も十分織り込まれるように最善の努力を払いたいものと考えております。どうぞひとつ御協力をお願いいたします。

○白井勇君 その問題につきまして事務当局にお願いしたいことは、やはり事務当局とされまして、現状はどういうふうなことに運用されているのか、いろいろの推算は、郵政省当局で持つべきだと思ひます。これはあまり詳しいものがないです。これはお願いしておきます。

それから郵便振替貯金のほうにつきまして、ちょっとこまかい点でございませぬ、新しい三十七条の二のいわゆる定期継続振替につきましてですが、その省令で定めるものというのとはどんなものが入るのですか。

○政府委員(武田功君) 三十七条の二のガス事業または水道事業の料金その他省令で定める料金、こういうものの際の省令というお尋ねかと思ひますが、大体この法文に書いてありますところ、尽くるわけですが、将来どういったふうな公益事業関係でまた予想されるものもあるのではないかと。ただいまのところ省令として考へておられますのは、放送受信料、それから電話料あるいは公営住宅の使用料、こういうふうな程度を考へておられます。

○白井勇君 たとえてみますと、これはこまかいことですが、いまの受信料を扱います場合に、その振替の時期というものはどういふことになるの

ですか。いまわれわれの家庭では二カ月分を、集金の関係もありましたが、月初め大体取られるんです。三月の下旬に三月、四月分のもを一本に取られる、前納めをしております。今度おたくの振替に入るとなると、その時期というものはあれですか、郵便局の窓口と、それからNDKさんの話し合いでできることになるのですか。たとえば受替料を払う者との話し合いで三月、四月分であれば四月の末に振りかえるとか、あるいはいまのように三月、四月のものは三月の初めにNDKに振りかえてしまうというのか、そこはどういうふうになるのですか。

○政府委員(武田功君) 今度のこの制度は、もともと料金をお払いになる方が一つの振替口座に入りまして、あるいは持っているだけで、その口座の持ち主と、今度は公益事業の事業者とあらかじめ話し合いと申しますか、協定を結びまして、そして自分の口座から定期的に料金を落としてくれる、こういう約束をしております。でございまして、直接窓口との関係はございません。したがって、その約束に基づきまして、今度は事業者が郵政省すなわち原簿を所管しております貯金局にその月分の料金を知せてまいります。その通知によりまして、その方の口座からその事業者の口座へ移しかえをして、その移しかえた額を加入者の今度は料金を払う人のほうに通知をする、こういう仕組みでございます。ただ御指摘のように、放送料の場合は、何カ月分前払い、こういうようなことにもなりますので、そういういたしますと、今度は口座を持つた加入者の方が、あらかじめ相当金額を振替口座に入れておかなければならない、こういうことになります。その点にかなり無理もあるかと思ひます。その辺が私もこれから本改正ができましたら、いろいろと周知もし、事業者の方もお話し合いをして進めていきたいと思っております。

○白井勇君 もう一点、きょういただきました資料によりますと、定期継続振替制度によつては二千四百万ばかりの収入増になるといふのです。

振替貯金全体から見ますと、たしか赤字になっていると思ひますが、その状況というものはどういふか。つうなつておられますか。また、将来何かの方法を講ずれば、赤字は解消できるというふうな見通しのものか。徐々にこのままやっていたら、赤字はこの関係は増えていく、こういうことなんですか。

○政府委員(武田功君) 振替事業は、御指摘のように現在赤字になっております。これは郵政事業特別会計の中でまかなつておりますので、その中の振替事業関係だけを抜き出して見ました場合のことでございます。たとえば決算ができております昭和三十七年度をとってみますと、総益金が三十五億六千万円、これに對しまして総費用が四十四億八千万円で、差し引き九億一千万円の赤字になっております。その赤字そのものは、いま申しますように郵政事業特別会計全体の中で経費しておりますので、それでまかなつていられるわけでございますが、今回の定期継続振替制度が実施されまして、私も、当座はまだなかなか事業者の方にもこれに移行する部分も少ないように見ております。また一般の方にも、なかなか振替制度が現在国民各層になじまされておられません関係で、十分今後周知普及をはからなければならぬと思ひます。そういうような、ある経過をたどりましていけば、相当数振替口座がふえていく。したがって、単にこの定期継続振替だけのみならず、一般の決済手段あるいは送金手段にも使われてくる、こういうような非常に見越しまして、この制度を開くわけでございます。したがって、いま申し上げたように、わずか二千四百万円程度の収入でございますが、何と申しても振替の増収効果をはかるためには、まず振替制度というものの国民の各層の方になじんでいただくために私も努力をしなければなりませんし、また、もっとスピードをあげ、手続を簡素化する。また将来におきましては、あるいは機械化等も考えまして、やはり経費の節減、事業のやり方の合理化をはかること

が第一かと思ひますが、早急に現在の赤字が解消できるかどうかは、多少疑念を持っているわけでございます。

○白井勇君 そうしますと、結局振替貯金じゃ当分赤字解消というふうなことは考えられないわけですね。

○政府委員(武田功君) できるだけ制度の周知をはかりまして、しかも高額の振替をつくつていただく、またあるいは料金の問題も一つの大きなネックかと思ひます。その点も将来考えまして、できるだけ早くに赤字解消をはからなければならぬ、こう考えております。

○理事(横川正市君) 両案については、本日はこの程度にいたします。本日は、これにて散会いたします。午後一時二十八分散会

三月十二日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月八日)

一、郵便貯金法の一部を改正する法律案

一、郵便振替貯金の一部を改正する法律案

三月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、北海道東廳村の電話即時通話促進に関する請願(第一〇三九号)

第一〇三九号 昭和四十年三月二日受理

北海道東廳村の電話即時通話促進に関する請願

請願者 北海道十勝郡東廳村長 保坂正

蔵外百二十九名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第八七三号と同じである。

三月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、電波法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律案

電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「十キロサイクルから三百万メガサイクルまで」を「三百万メガサイクル」以下に改める。

第四十一条を次のように改める。

(免状)

第四十一条 無線従事者にならうとする者は、郵政大臣の免許を受けなければならない。

2 無線従事者の免許は、前条第一項の資格別に行なう無線従事者国家試験に合格した者でなければ、受けることができない。ただし、特殊無線技士、電信級アマチュア無線技士又は電話級アマチュア無線技士の資格の無線従事者の養成課程で郵政大臣が郵政省令で定める基準に適合するものであることの認定をしたものを修了した者(第四十八条後段の規定により期間を定めて試験を受けさせないこととした者で、当該期間を経過しないものを除く)が郵政省令で定めるところにより当該養成課程に係る資格の免許を受ける場合は、この限りでない。

3 無線従事者の免許の申請は、無線従事者国家試験に合格した日又は則項に規定する養成課程を修了した日から三箇月以内に行なわなければならない。

第四十九条中「手続的事項」の下に「、第四十一条第二項ただし書の認定に関する事項」を加える。

第五十六条中「他の無線局」の下に「又は電波天文業務(宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう)の用に供する受信設備その他の郵政省令で定める受信設備(無線局のものを除く)で郵政大臣が指定するもの」を加え、同条に次の三項を加える。

2 前項に規定する指定は、当該指定に係る受信設備を設置している者の申請により行なう。

3 郵政大臣は、第一項に規定する指定をしたと

きは、当該指定に係る受信設備について、郵政省令で定める事項を公示しなければならない。

4 前二項に規定するもののほか、指定の申請の手続、指定の基準、指定の取消しその他の第一項に規定する指定に関し必要な事項は、郵政省令で定める。

第六十四条第一項ただし書中「安全信号」を「安全通信（通報の部分を除く。）」に改める。

第七十条の六中「第六十四条第一項（第一沈黙時間）」を「第六十四条（沈黙時間）」に改める。

第七十四条の次に次の一条を加える。

（非常の場合の通信体制の整備）

第七十四条の二 郵政大臣は、前条第一項に規定する通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかなければならない。

2 郵政大臣は、前項に規定する措置を講じようとするときは、免許人の協力を求めることができる。

第九十九条の十一第一項第一号中「第四十九条」を「第四十一条第二項ただし書（無線従事者の養成課程に関する認定の基準）」、「第四十九条」に改める。

第百条第二項中「通信」の下に「（郵政大臣がその公示する場所において行なう電波の監視を含む。）」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に免許又は第八条の予備免許を受けている無線局については、その免許又はその予備免許に係る免許の有効期間内は、改正後の第五十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六号中正誤

ページ 段 行 誤 正

二 一 終わり 事実認識 事実認識

二 二 終わり 軽重を 軽重と

三 一 各郵局 各郵政局

三 一 六 合理的 合理的で

三 一 六 合理的 合理的で

三 一 六 合理的 合理的で

三 一 六 合理的 合理的で

三 一 六 合理的 合理的で

三 一 六 合理的 合理的で

三 一 六 合理的 合理的で

三 一 六 合理的 合理的で

三 一 六 合理的 合理的で

三 一 六 合理的 合理的で

三 一 六 合理的 合理的で

三 一 六 合理的 合理的で

三 一 六 合理的 合理的で

三 一 六 合理的 合理的で

三 一 六 合理的 合理的で

三 一 六 合理的 合理的で

三 一 六 合理的 合理的で

昭和四十年三月二十三日印刷

昭和四十年三月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局